

香川県条例第49号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | | | |
|---|--|----|-----------------------------|--|--------|--|----|--|--|
| (特殊勤務手当の種類等) 第2条 略 附 則 2 略 | | | | (特殊勤務手当の種類等) 第2条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 犯罪捜査手当 (2)～(6) 略 (7) 災害警備等手当 (8)～(14) 略 2 警察職員の特殊勤務手当が支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。 附 則 2 第2条第2項に定めるもののほか、警察職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る業務に従事した場合における災害警備等手当が支給される職員の範囲及び支給額は、次の表のとおりとする。 | | | | | |
| 受給者の範囲 | | 単位 | 支 給 額 | | 受給者の範囲 | | 単位 | 支 給 額 | |
| 1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う業務に従事する者 | | 日額 | (1) <u>原子炉建屋内において従事した場合</u> | | 略 | | 日額 | (1) <u>災害対策の拠点となる施設の外において心身に著しく負担を与える業務に従事した場合</u> | |
| | | | (2) <u>災害対策の拠点となる施設の外にお</u> | | | | | 2万円 | |
| 1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う業務に従事する者 | | 日額 | (1) <u>災害対策の拠点となる施設の外にお</u> | | 略 | | 日額 | 4万円 | |

| | | | |
|--|----|--|---------------------------------------|
| | | いて故障した設備等を現場で確認する業務に従事した場合（(1)に掲げる場合を除く。） | |
| | | (3) (2)の施設の外において従事した場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。） | 13,300円 |
| | | (4) (2)の施設内において従事した場合 | 3,300円 |
| 2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域又は帰還困難区域に設定された区域において行う業務に従事する者 | 日額 | (1) 屋外において従事した場合 | 6,600円（従事した時間が4時間に満たない場合においては、3,960円） |
| | | (2) 屋内において従事した場合 | 1,330円 |

| | | | |
|--|----|---------------------------------------|-------------------------------------|
| | | | |
| | | (2) (1)の施設の外において従事した場合（(1)に掲げる場合を除く。） | 2万円 |
| | | (3) (1)の施設内において従事した場合 | 5,000円 |
| 2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域において行う業務に従事する者（1の項に掲げる者を除く。） | 日額 | (1) 屋外において心身に著しく負担を与える業務に従事した場合 | 2万円（従事した時間が4時間に満たない場合においては、12,000円） |
| | | (2) 屋外において従事した場合（(1)に掲げる場合を除く。） | 1万円（従事した時間が4時間に満たない場合においては、6,000円） |
| | | (3) 屋内において従事した場合 | 2,000円 |

| | | | |
|--|----|------------------|------------------------------------|
| (1の項に掲げる者を除く。) | | | |
| 3 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域又はこれらに準ずる危険な区域において行う業務に従事する者（1の項、2の項及び4の項に掲げる者並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定された区域において行う業務に従事する者を除く。） | 略 | | |
| 4 本部長指示により、居住制限区域に設定された区域において行う業務に従事する者 | 日額 | (1) 屋外において従事した場合 | 3,300円（従事した時間が4時間に満たない場合には、1,980円） |
| | | (2) 屋内において従事した場合 | 660円 |

別表（第2条関係）

| 種類 | 受給者の範囲 | 単位 | 支給額 |
|----------|------------------------|----|-------|
| 1 犯罪捜査手当 | (1) 略 | | |
| | (2) 銃器に係る犯罪の犯人の逮捕等の業務に | 日額 | ア～オ 略 |

| | | | |
|--|----|------------------|------------------------------------|
| | | | |
| 3 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又はこれらに準ずる危険な区域において行う業務に従事する者（1の項及び2の項に掲げる者を除く。） | 日額 | (1) 屋外において従事した場合 | 5,000円（従事した時間が4時間に満たない場合には、3,000円） |
| | | (2) 屋内において従事した場合 | 1,000円 |

別表（第2条関係）

| 種類 | 受給者の範囲 | 単位 | 支給額 |
|----------|------------------------|----|---|
| 1 犯罪捜査手当 | (1) 略 | | |
| | (2) 銃器に係る犯罪の犯人の逮捕等の業務に | 日額 | ア 銃器又は銃器と 思料される物が使 用されている犯罪 現場における犯人 |

従事する警察官

従事する警察官

の逮捕、人質の救出又は犯人の説得（犯人の直近において行われる説得に限る。）の業務（以下「銃器犯罪現場における犯人の逮捕等の業務」という。）に従事した場合

| | |
|---|--------|
| イ 銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務に従事した場合（アに掲げる場合を除く。） | 1,100円 |
| ウ 銃器犯罪現場における犯人の逮捕等の業務に付随して行われる固定配置による警戒の業務に従事した場合（ア及びイに掲げる場合を除く。） | 1,100円 |
| エ 銃器を使用した犯人の逮捕の業務に付随して行われる固定配置による警戒の業務に従事した場合（アからウまでに掲げる場合を除く。） | 820円 |
| オ 銃器が使用された暴力団の対立抗 | 820円 |

| | | | |
|--------|--|--|------|
| | | | |
| | | カ <u>暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の直近若しくは周辺又はその住居、業務を行う場所等の周辺において警戒の業務に従事した場合（アからオまでに掲げる場合を除く。）</u> | 820円 |
| 2～14 略 | | | |

| | | | |
|--------|--|--|--|
| | | | 争事件に係る暴力団の事務所等の直近における固定配置による警戒の業務に従事した場合（アからエまでに掲げる場合を除く。） |
| 2～14 略 | | | |

附 則
この条例は、公布の日から施行する。